

## ◎佐賀県条例第20号

### 佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例の一部を改正する条例

佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例（平成17年佐賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例</u></p> <p>我が国は、エネルギー資源に関しては極端に乏しく、その大部分を海外に依存しており、エネルギーの安定的な確保は最重要課題の1つである。</p> <p>一方、石油、石炭等の化石燃料については資源の枯渇が懸念されるとともに、排出される温室効果ガスが<u>もたらす地球環境への影響</u>から、使用そのものを抑制することが求められている。</p>	<p><u>佐賀県再生可能エネルギー利用等促進条例</u></p> <p>我が国は、エネルギー資源に関しては極端に乏しく、その大部分を海外に依存しており、エネルギーの安定的な確保は最重要課題の1つである。</p> <p>一方、石油、石炭等の化石燃料については、<u>資源の枯渇が懸念されるとともに、排出される温室効果ガスが気候変動による災害等の発生リスクを高めているとされ、県内でも甚大な風水害が発生するなどの影響が具体的に現れていること</u>から、使用そのものを抑制することが求められている。</p>
<p>このような状況の中、私たちは「<u>大量生産、大量消費、大量廃棄</u>」型の社会経済活動や生活様式の在り方を見直し、効率的にエネルギーを消費する「<u>最適生産、最適消費、最少廃棄</u>」型のものへと改め、限りある資源を次の世代へと引き継いでいく責務を有している。</p> <p>このため、県民、事業者及び行政が一体となって、環境に対する負荷を低減する社会づくりを推進していかなければならないことは明らかである。</p>	<p>このような状況の中、私たちは、<u>生活水準の向上及び経済の発展を保ちながら、温室効果ガスの排出の少ないエネルギーへの転換を進め、豊かで安全な生活を送ることができる地球環境を次の世代へと引き継いでいく責務を有している。</u></p> <p>このため、県民、事業者及び行政が一体となって、<u>エネルギーの使用による環境に対する負荷を低減する社会づくりを推進していかなければならないことは明らかである。</u></p> <p><u>幕末・維新期において、我が国の科学技術を牽引した佐賀藩は、当時最先端のエネルギー技術を有するとともに、電気学会の設立に尽力した志田林三郎など、我が国のエネルギーの近代化を支えた人材を輩出している。</u></p> <p><u>この先人達の志は、現在に至るまで脈々と受け継がれ、今日においても、海洋温度差発電技術の開発や発展途上国への電</u></p>

改正前	改正後
<p>このような考え方<u>に立ち</u>、私たちは、毎日の<u>生活</u>の中で大切な<u>エネルギー</u>をより効率的に使用する意識を高め、佐賀の自然や産業を生かした「地産地消」の新しいエネルギーを育むことにより、地球環境問題の解決に貢献し、持続的発展が可能な循環型社会をつくりあげることを目指して、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>について、県、市町、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の形成並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保<u>に寄与すること</u>を目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「<u>新エネルギー</u>」とは、次に掲げるエネルギー又はエネルギーの利用形態をいう。</p> <p>(1) 太陽光を利用して得られる電気</p>	<p>化など、地域の枠を越えて世界を牽引する成果が生み出されており、これからも受け継いだ志を佐賀から世界へ、そして未来へと伝承し、環境及び経済に関する様々なリスクの低減に向けた取組を着実に進めていく必要がある。</p> <p>これらの考え方や歴史的背景を踏まえ、私たちは、毎日の経済活動や生活で使用するエネルギーについて、県にゆかりのある人、企業、技術、製品等を活用し、県内外において、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に貢献することにより、持続可能な社会をつくりあげることを目指して、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発及び導入並びにこれらの推進に資するための人材の育成及び市場の形成</u>(以下「<u>研究開発等</u>」という。)の促進について、県、市町、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の形成並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保を図り、ひいては我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「<u>再生可能エネルギー利用等</u>」とは、次に掲げるエネルギーの利用形態をいう。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる認められるものを利用して得られるエネルギーをいう。第3号において同じ。)を製造し、若しくは発生させ、又は利用すること(次号に掲げるものを除く。)。</p>

改正前	改正後
(2) 太陽熱	
(3) 風力を利用して得られる電気	
(4) 水力発電設備で発生させる電気（出力が1,000キロワット以下であるものに限る。）	(2) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第2条に規定する新エネルギー利用等
(5) 波力、潮汐又は潮流を利用して得られる電気	
(6) 雪又は氷（冷凍機器で生産したもの除く。）を熱源とする熱	(3) 前2号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーの安定的な供給及びエネルギー源の多様化に資する技術を導入すること並びにエネルギーの使用による温室効果ガスの排出量がより少ないエネルギーへの転換を図ること。
(7) 地熱	
(8) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用する燃料、熱又は電気	
(9) 海水の温度差を利用して得られる電気	
(10) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第2項に規定する副産物をいう。）のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの若しくはその可能性のあるもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）を利用して得られる熱又は電気	
(11) 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）を原材料とする燃料又はこれをを利用して得られる熱若しくは電気	(4) 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）を原材料とする燃料を製造すること並びに再生資源及び再生資源

改正前	改正後
<p>(12) 海水、河川水その他の水を熱源とする熱      (13) 工場、変電所等から排出される熱の再利用で得られる熱      (14) 燃料電池を利用して得られる電気      (15) 天然ガスを利用した発電と同時に得られる熱の給湯、暖房、冷房等への利用      (16) 天然ガス、メタノール又は電気の自動車動力源への利用</p> <p>2 この条例において「省エネルギー」とは、エネルギー使用の節約及び効率化を図ることをいう。</p> <p>(県の責務)</p> <p><b>第3条</b> 県は、<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、市町が<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に関する施策を策定し、実施しようとするときは、助言、情報の提供等必要な<u>支援</u>を行うものとする。</p> <p>3 県は、事業の実施に当たっては、自ら率先して<u>新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進</u>に努めるものとする。</p> <p>(市町の役割)</p> <p><b>第4条</b> 市町は、その事業の実施に当たっては、自ら率先して<u>新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進</u>に努めるものとする。</p> <p>2 市町は、県が実施する<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に関する施策に協力するものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p><b>第5条</b> 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自ら積極的に<u>新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進</u>に努めるものとす</p>	<p>を原材料とする燃料を発電し、又は熱及び動力を得ることに利用すること。</p> <p>(5) エネルギー使用の節約及び効率化を図ること。</p> <p>(県の責務)</p> <p><b>第3条</b> 県は、<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進</u>に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、市町が<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進</u>に関する施策を策定し、実施しようとするときは、助言、情報の提供等必要な<u>協力</u>を行うものとする。</p> <p>3 県は、事業の実施に当たっては、自ら率先して<u>再生可能エネルギー利用等の推進</u>に努めるものとする。</p> <p>(市町の役割)</p> <p><b>第4条</b> 市町は、その事業の実施に当たっては、自ら率先して<u>再生可能エネルギー利用等の推進</u>に努めるものとする。</p> <p>2 市町は、県が実施する<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進</u>に関する施策に協力するものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p><b>第5条</b> 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自ら積極的に<u>再生可能エネルギー利用等の推進</u>に努めるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>2 事業者は、県が実施する<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に関する施策に協力するものとする。</p> <p>(県民の役割)</p> <p><b>第6条</b> 県民は、その日常生活において、積極的に<u>新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進</u>に努めるものとする。</p> <p>2 県民は、県が実施する<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に関する施策に協力するものとする。</p> <p>(連携の推進等)</p> <p><b>第7条</b> 県は、<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、地方公共団体、大学その他の研究機関、県民、事業者及び民間非営利活動法人その他の民間団体（以下「民間非営利活動法人等」という。）と緊密な連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p><b>第8条</b> 県は、次に掲げる基本方針に基づき、<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域特性に応じた<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>を図ること。</li> <li>(2) 事業者の業態に応じた<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>を図ること。</li> <li>(3) 県民の日常生活における様々な場面に応じた<u>新エネルギーの導入及び省エネルギーの促進</u>を図ること。</li> <li>(4) <u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの</u></li> </ul>	<p>2 事業者は、県が実施する<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等</u>の促進に関する施策に協力するとともに、主体的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(県民の役割)</p> <p><b>第6条</b> 県民は、その日常生活において、積極的に<u>再生可能エネルギー利用等の推進</u>に努めるものとする。</p> <p>2 県民は、県が実施する<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等</u>の促進に関する施策に協力するものとする。</p> <p>(連携の推進等)</p> <p><b>第7条</b> 県は、<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等</u>の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、地方公共団体、大学その他の研究機関、県民、事業者及び民間非営利活動法人その他民間団体（以下「民間非営利活動法人等」という。）と緊密な連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p><b>第8条</b> 県は、次に掲げる基本方針に基づき、<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等</u>の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内の自然環境、社会環境、技術その他の地域特性を最大限に生かすこと。</li> <li>(2) 災害発生時においてもエネルギーの供給が継続される仕組みの構築を図ること。</li> <li>(3) 長期的に成長が期待される<u>再生可能エネルギー利用等</u>に關</li> </ul>

改正前	改正後
<p>促進に関連する産業及び人材の育成に努め、地域の雇用創出を図ること。</p> <p>(5) 新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に積極的に取り組む地域づくりに努め、地域の活性化を図ること。</p>	<p>連する産業の育成に努めるとともに、産業活動において再生可能エネルギー利用等を促進し、地域の雇用創出を図ること。</p> <p>(4) 地域環境の保全を図りつつ、地域にあるエネルギー資源をそれぞれの地域で活用することを促進し、地域の活性化を図ること。</p> <p>(5) 県民が主体性を持って再生可能エネルギー利用等を進める社会的気運を醸成すること。</p> <p>(6) 県に関係のある人、企業、技術、製品その他の地域資源の活用により、我が国及び世界の再生可能エネルギー利用等の普及拡大に貢献すること。</p>
<p>(基本計画の策定)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。</p>	<p><b>第9条</b> 知事は、再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。</p>
<p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 本県の地域特性に応じた新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する総合的かつ中長期的な目標及び施策の基本的事項</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>	<p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 本県の地域特性に応じた再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進に関する総合的かつ中長期的な目標及び施策の基本的事項</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>
<p>3・4 略</p> <p>5 知事は、3年ごとに、基本計画の推進状況を公表するものとする。</p> <p>6・7 略</p>	<p>3・4 略</p> <p>5 知事は、4年ごとに、基本計画の推進状況を公表するものとする。</p> <p>6・7 略</p>

改正前	改正後
<p>(学習の推進及び普及啓発)</p> <p><b>第10条</b> 県は、<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>の必要性について、県民及び事業者の理解を深めるため、エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(民間非営利活動法人等の自発的な活動の促進)</p> <p><b>第11条</b> 県は、県民若しくは事業者又はこれらの者の組織する民間非営利活動法人等が行う<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に関する自発的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(技術の向上と関連産業の振興)</p> <p><b>第12条</b> 県は、<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に寄与する事業活動に対して、必要な支援を行い、技術の向上を図るとともに、関連する産業の振興に努めるものとする。</p> <p>(表彰等)</p> <p><b>第13条</b> 県は、<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>を図るため、これらに関して特に功績があると認められる者に対し、表彰等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(県民意見の反映)</p> <p><b>第14条</b> 県は、<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に関する施策の実施に当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くなど、県民意見の反映に努めなければならない。</p> <p>(国際協力の推進)</p> <p><b>第15条</b> 県は、<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に関する国際協力を推進するため、情報収集、技術提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(学習の推進及び普及啓発)</p> <p><b>第10条</b> 県は、<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進</u>の必要性について、県民及び事業者の理解を深めるため、エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(民間非営利活動法人等の自発的な活動の促進)</p> <p><b>第11条</b> 県は、県民若しくは事業者又はこれらの者の組織する民間非営利活動法人等が行う<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進</u>に関する自発的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(技術の向上と関連産業の振興)</p> <p><b>第12条</b> 県は、<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進</u>に寄与する事業活動に対して、必要な支援を行い、技術の向上を図るとともに、関連する産業の振興に努めるものとする。</p> <p>(表彰等)</p> <p><b>第13条</b> 県は、<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進</u>を図るため、これらに関して特に功績があると認められる者に対し、表彰等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(県民意見の反映)</p> <p><b>第14条</b> 県は、<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進</u>に関する施策の実施に当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くなど、県民意見の反映に努めなければならない。</p> <p>(国際協力の推進)</p> <p><b>第15条</b> 県は、<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進</u>に関する国際協力を推進するため、情報収集、技術提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(財政上の措置)</p> <p><b>第16条</b> 県は、<u>新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進</u>に関する施策を着実に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p><b>第16条</b> 県は、<u>再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進</u>に関する施策を着実に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初の基本計画の推進状況の公表については、この条例による改正後の佐賀県再生可能エネルギー利用等促進条例第9条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。